**注記（各会計合算財務諸表）**

**１　重要な会計方針**

（１）固定資産の減価償却の方法

①事業用資産、インフラ資産、リース資産及びソフトウェア

「大阪府公有財産台帳等処理要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

②重要物品

「物品調達システム取扱要領」で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。

（２）法人等出資金の評価基準及び評価方法

地方自治法第238条第１項第６号及び第７号に規定する出資金等を、取得原価により計上しています。ただし、時価又は実質価額が著しく低下したものについては、「出資金の減額に関する取扱要領」に基づき相当の減額を行なった後の価額で計上しています。

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産を、取得原価により計上しています。ただし、正味売却価額が取得原価を下回っているときには、正味売却価額で計上しています。

（４）引当金の計上基準

①不納欠損引当金

未収金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

②貸倒引当金

貸付金の回収不能（貸倒）に備えるため、一般債権については、回収不能実績率により、貸倒等懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しています。

　　　③退職手当引当金

職員の退職手当に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

④賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。なお、平成29年度決算より「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」によって職員に支給される手当に加え、当該手当に係る法定福利費相当額を基礎に引当金を算定しています。

（５）その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①有形固定資産の計上基準

事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産及びソフトウェアの貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、行政サービス提供能力が著しく減少した場合は、減損会計を適用しています。

②財務諸表の金額の表示

各会計合算財務諸表においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

・地方消費税清算特別会計に係る繰出金については、事業収入（特別会計）と相殺消去した金額で表示しています。

・上記の繰入繰出、債権債務以外にも、1億円以上の会計間の内部取引を相殺消去した金額で表示しています（金額基準）。

＜参考：相殺消去対象の拡大に伴う影響金額（単位：百万円）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 令和3年度 | 令和2年度 |
| 地方消費税清算特別会計 | 427,695 | 374,958 |
| 資産の購入（一般会計）と売却（不動産調達特別会計）【金額基準】 | 478 | 1,070 |
| 資産の譲渡（箕面北部丘陵整備事業特別会計）から（一般会計） | 6,847 | 0 |

③出納整理期間

当会計年度に係る出納整理期間（令和４年4月1日～5月31日）の取引を当会計年度の取引としています。

④消費税及び地方消費税の会計処理

　　税込方式によっています。

⑤リース資産及びリース債務の計上に係る運用

長期継続契約による賃貸借物件のうち、大阪府財務諸表作成基準第15条第5号、第16条第６号及び第17条第5号に規定するファイナンス・リース取引に該当するものについては、リース資産及びリース債務として計上しています。

⑥地方債残高

貸借対照表の負債の部に示す地方債残高等については、償還時に地方交付税による補塡措置が見込まれるものがあります（詳細は公債管理特別会計注記参照）。

**２．重要な後発事象**

　　〇大阪市立の高等学校等（24校。中高一貫校2校と4月開校の桜和高校含む）が大阪府へ移管されました（令和4年4月1日付）。

**3．偶発債務**

（１）債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

主なもの



（２）係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

| 項目 | 訴訟内容 |
| --- | --- |
| 損害賠償請求事件 | ①原告は、刑事裁判で有罪判決を受けましたが、上告審で破棄差し戻しされ無罪判決が言い渡された者です。原告は無罪判決を受けるまでの間、不当に長期間勾留されたことにより精神的苦痛を被った等として、令和２年９月２日に大阪府ほか１名に対して、連帯して総額１億２,３９９万６,７３３円の支払いを求め提訴したものです。  ➁原告は、交通取締用無線自動車と相被告車両による交通事故に巻き込まれて受傷した者です。原告は、本件交通事故において受傷したことにより後遺障害を負った等として、令和3年8月2日に大阪府ほか３名に対して、連帯して総額1億39万9,919円の支払いを求め提訴したものです。 |

**4．追加情報**

（１）固定資産の減損の状況



（２）利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

主なもの



（３）繰越事業に係る将来の支出予定額



（４）一時借入金の実績額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月別 | | 借入現在高 |
| 令和3年  令和4年 | ４月末現在  ５月末現在  ６月末現在  ７月末現在  ８月末現在  ９月末現在  10月末現在  11月末現在  12月末現在  １月末現在  ２月末現在  ３月末現在 | 百万円  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0  0 |

（５）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

・住宅まちづくり部から名称変更（令和3年11月1日付）した建築部については、都市整備部と統合しました（令和4年4月1日付）。

・大阪府、大阪市共同の内部組織として、大阪都市計画局（令和3年11月1日付）及び万博推進局（令和４年1月１日付）を設置しました。